

芦屋市条例第 2 4 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 1 8 年芦屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(設置)						(設置)					
第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。						第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会～芦屋市霊園使用者選考委員会	(略)				市長	芦屋市長等倫理審査会～芦屋市霊園使用者選考委員会	(略)			
	芦屋市新ご	ごみ処理施設	4 人以	(1) 学識経験者	諮問に						

改正後					改正前					
	<u>み処理施設整備・運営事業者選定委員会</u>	<u>の整備及び運営を行う事業予定者の選定に関する事項についての審議</u>	<u>内</u>	<u>(2) ごみ処理施設整備・運営事業に関し専門的知識を有する者</u>	<u>係る審議が終了するまでの期間</u>					
	芦屋市公共事業評価監視委員会～芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	(略)				芦屋市公共事業評価監視委員会～芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	(略)			
教育委員会	(略)				教育委員会	(略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年芦屋市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市霊園使用者選考委員会の項の次に次のように加える。

芦屋市新ごみ処理施設整備・運営 事業者選定委員会	委員長	日額	１３，５００
	委員	日額	１１，２００